

重度心身障害者医療費助成について

病院等で診療を受けた場合、各種医療保険制度による医療費の一部負担額（附加給付・高額療養費を除く。）を助成します。

ただし、入院時食事療養費は、1/2の助成となります。（20歳未満までの入院時食事療養費は全額助成）

※下記対象者のうち「3.精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方」については、精神病床への入院に係る費用は助成対象外です。

【対象者】

- （1） 身体障害者手帳1・2・3級のいずれかの交付を受けている方
- （2） 療育手帳④・A・Bのいずれかの交付を受けている方
- （3） 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方
- （4） 65歳以上で、後期高齢者医療広域連合の定める下記の障害程度の状態（※1）と認定を受けた方

※1 障害程度の状態

- ・精神障害者保健福祉手帳1・2級のどちらかの交付を受けている方
- ・身体障害者手帳4級（音声又は言語機能の障害）の交付を受けている方
- ・身体障害者手帳4級（下肢障害の一部）の交付を受けている方
- ・障害年金1・2級のどちらかを受けている方

【助成対象外】

- 平成27年1月1日以降に65歳以上で、初めて上記（1）から（4）のいずれかに該当する障害者手帳の交付を受けた方
- 生活保護などを受けている方
- ひとり親家庭等医療費助成制度に登録されている方
- 医療保険（国民健康保険、社会保険など）未加入の方

【所得制限】

医療費助成を受ける本人の前年所得（1月～9月に申請をする場合は前々年所得）が所得制限限度額を超える場合は、医療費助成を受けられません。毎年、10月1日に受給者証の更新（所得審査等）を行います。